

内閣法制局がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため 実行すべき措置について定める計画

令和4年6月8日
内閣法制局総務主幹決定

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和4年5月27日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、内閣法制局が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

第1. 対象となる事務及び事業

本計画は、内閣法制局が行う全ての事務及び事業を対象とする。

第2. 対象期間等

本計画は、2030年度までの期間を対象とする。

第3. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、内閣法制局の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする。

この目標は、内閣法制局の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

第4. 個別対策に関する目標

1. 電動車の導入

内閣法制局の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう。以下同じ。）がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。

2. LED照明の導入

既存設備を含めた内閣法制局のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

第5. 措置の内容

1. 建築物の管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

中央合同庁舎第4号館において実施される省エネルギー対策を徹底し、温室効果

ガスの排出の抑制等について積極的に協力する。

(2) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

空調設備について、内閣法制局が独自に新設又は更新する場合には、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器の導入を図る。

(3) 適切な室温管理

- ① 中央合同庁舎第4号館の管理官庁と協力して、同庁舎内における適切な室温管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を図ることを一層徹底する。
- ② 職員においては、「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行する。
- ③ コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努める。

2. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

(1) 電動車の導入

- ① 政府の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストックでも2030年度までに全て電動車とする。
- ② 公用車の買換え等に当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

(2) 公用車の効率的利用等

- ① 公用車一台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行うとともに、使用実態を精査し、公用車台数の見直しを行い、その削減を図る。
- ② アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ③ 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載器を積極的に活用する。
- ④ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備を実施する。

(3) LED照明の導入等

- ① 内閣法制局が独自に調達又は更新する場合には、計画的にLED照明への切替えを行い、政府全体のLED照明のストックでの導入割合を、2030年度までに100%とする。
- ② LED照明の導入に当たっては、原則として、調光システムを合わせて導入し、適切な照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図る。
- ③ 照明の使用に当たっては、点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹

底する。特に、昼休みは業務上支障がある場合を除き消灯を徹底し、夜間も業務上必要最小限の範囲で点灯する。

(4) 省エネルギー型機器の導入等

- ① パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものについては廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択する。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とする。
- ② 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底する。

(5) その他

ア 自動車利用の抑制等

- ① Web会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② 通勤時や業務時の移動において、極力、鉄道、バス等公共交通機関を利用する。特に霞が関地域においては、警備上・業務上支障がある場合を除き、移動時の公用車の使用を控え、徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。
- ③ タクシー券の適切な管理を一層徹底し、不要不急のタクシー利用を行わないこととし、タクシーを利用する場合は、低公害車の優先利用を図る。
- ④ 来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

イ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

- ① 物品の調達に当たっては、再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入する。
- ② その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
- ③ 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ④ 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。
- ⑤ プラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

ウ 用紙類の使用量の削減

- ① 書類の電子化や電子決裁の徹底により、ペーパーレス化を一層推進する。
- ② 内閣法制局の内部で使用する資料に加え、閣議等の政府関係の会議へ提出する資料等についても、ペーパーレス化を進めるとともに、やむを得ず用紙を使用する場合は、両面印刷・両面コピーを徹底するとともに、簡素化・規格の統

一化を進め、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。

- ③ 不要となった用紙類（ミスコピー、使用済み文書、使用済み封筒等）については、再使用や再生利用を徹底する。特に、裏紙使用が可能な場合は、裏紙使用を徹底する。また、シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。
- ④ コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、内閣法制局の部署単位など適切な単位で把握・管理し、使用量の見える化を図ることで、削減を推進する。
- ⑤ FAXは、その他の媒体でのやりとりが困難である場合を除き、原則として使用しないこととする。

エ 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙とすることを徹底する。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

オ 合法木材、再生品等の活用

- ① 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- ② 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた製品を使用する。
- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

カ グリーン冷媒使用製品の購入・使用の促進

安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、グリーン冷媒（自然冷媒や低GWP冷媒）を使用する製品を積極的に導入する。

3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

廃棄物の3R+Renewable

- ① ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入の抑制を図る。
- ② コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ③ 食ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を積極的に行う。

4. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

- ① 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図る。水曜日の定時退庁の一層の徹底を図るため、水曜日の午後5時以降は、業務上やむを得ない場合を除き、原則として、会議の開催、協議文書の協議等を実施しないこととする。
- ② 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化の一層の徹底を図る。
- ③ テレワークの推進やWeb会議システムの活用等により、多様な働き方を推進する。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- ② 庁内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- ③ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加を図られるよう便宜を図る。

(3) 職員に対する脱炭素ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

5. その他

第5の1から4までの措置のほか、中央合同庁舎第4号館の管理官庁が行う実施計画、実施要領等に基づく措置については、入居官庁として積極的に協力するものとする。

第6. 本計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- ① 本計画の推進・評価・点検は、内閣法制局地球温暖化対策実行計画推進委員会において実施するものとする。本計画の推進・評価・点検の管理総括は、総務主幹が行う。本計画のフォローアップについては、長官総務室会計課を中心に関係部室の協力を得て行う。
- ② 対策の徹底を図るため、内閣法制局地球温暖化対策実行計画推進委員会等において、中央合同庁舎第4号館の管理官庁及び長官総務室会計課が算出した電力・ガス等の使用量の報告や節電行動の報告等を行う。
- ③ 会計課長は、目標の達成状況を踏まえ、必要に応じて各部署にハード対策の追加やソフト対策の一層の強化を指示し、本計画の着実な実施を図る。
- ④ 本計画の点検結果については、内閣法制局地球温暖化対策実行計画推進委員会において毎年成果を取りまとめた上で、ホームページ等適切な方法を通じ公表する。透明性の確保及び率先的取組の波及を促す観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量などの本計画に定めた各種指標等取組項目ごとの進捗状況について、目標値や過去の実績値等との比較評価を行う。

第7. 温室効果ガスの排出削減計画

内閣法制局温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013年度	2019年度	2030年度目標	
					(13年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	18,112	8,915	6,891	-62.0%
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	275,833	304,514	87,975	-63.7%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	242,339	168,247	(調整後)	
	基礎排出係数使用	kg-CO2	225,484	241,454	40,143	-79.1%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	191,990	105,186	(調整後)	
	(電気使用量)	kWh	496,814	493,506	401,426	-19.2%
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.454	0.489	0.250	-0.137
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.387	0.489	(調整後)	kg-CO2/kWh
電気以外	kg-CO2	50,349	63,061	47,832	-5.0%	
その他		kg-CO2	0.0	0.0	0.0	—
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	293,945	313,430	94,866	-63.6%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	260,451	177,162	(調整後)	

内閣法制局温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030年度目標
公用車に占める電動車の割合		%	66.7 (2019年度)	100
LED照明の導入割合		%	53.1 (2019年度)	100